

【資料1 . 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則】

認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 我が国におけるがん医療の発展と進歩を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、一般社団法人日本癌治療学会（以下、本法人と略す。）は認定がん医療ネットワークナビゲーター制度を定める。

(定義)

第2条 本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター（以下、認定がんナビゲーターと略す。）は、がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者である。ただし、医療介入に関してはこれを禁ずる。

(業務)

第3条 認定がんナビゲーターの業務は以下のように規定する。

- (1) 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- (2) がん患者・家族等の求めに応じ、がん診療情報や医療サービス情報を適切に提供する。
- (3) 地域連携クリティカルパスの運用支援を行う。
- (4) 臨床試験・治験に関する情報を適切に提供する。
- (5) 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

(個人情報保護および秘密保持)

第4条 認定がんナビゲーターは、その職務履行に際して、個人情報保護義務および秘密保持義務を負う。

2 守秘義務を課された職種以外の者がこれにあたる場合は患者との秘密保持契約を結ぶ。

3 認定がんナビゲーターは、退任後も業務上知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

(認定がんナビゲーター制度委員会の設置)

第5条 本法人は、認定がんナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会と略す。）を置く。本委員会の構成及び運営については細則に定める。

第2章 認定がんナビゲーターの申請（申請資格）

第6条 認定がんナビゲーターの認定を申請する者は、申請時前3年の間に下記の条件をすべて満たすことを要する。各条件の詳細は細則に定める。

- (1) 本法人の定めるeラーニングシステムにおいて所定の科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格し、修了証を取得している。
- (2) 下記に定めるセミナー等(、 、)のうち、いずれか一つに参加し受講修了証を取得している。

本法人の開催するセミナー

Aセッション：教育研修セミナー

Bセッション：コミュニケーションスキルセミナー

本法人が認める下記の研修のa)b)のいずれか

a)がん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)(3)

b)がん総合相談に携わる者に対する研修プログラムピアサポート編「これからピアサポートをはじめの人へ」の研修テキストを用いて開催される研修会

ただし、

a)を受講した者のうち、(1)(2)まで履修済みで(3)が未修の者は、本法人の開催するセミナーBセッションを受講しなければならない。

b)を受講した者のうち、研修プログラムにロールプレイが含まれなかった場合は、本法人の開催するセミナーBセッションを受講しなければならない。

このほか、本法人が認めるセミナー、研修会等

(3) 本法人の定める認定研修施設において、本法人の定める地域医療ネットワークの現地研修を修了し、指導責任者による証明がなされている。

(4) 申請時にがん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織に所属している。

(申請書類の請求)

第7条 新規認定を申請する者(以下、新規申請者と略す。)は、本法人ホームページより、申請書類をダウンロード及びプリントアウトする。

(申請)

第8条 認定を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査)

第9条 制度委員会は毎年1回、申請書類によって新規申請者の認定資格を審査し、その結果をがん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会に答申する。

2 申請書類に虚偽が認められたときは、制度委員会で検討し、がん診療連携委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議決を経て、

認定がんナビゲーターの対象から除外する。ただし、本人の意志に反する場合、その新規申請者に対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項に基づき認定がんナビゲーターとして認定されなかった者は、その日から3年間、認定がんナビゲーターの申請をすることを認めない。

4 制度委員会は、第2項に基づき新規申請者を認定がんナビゲーターとして認定しなかった場合は、その者の指導責任者及び所属する施設責任者に、その旨を通知する。

(認定証の交付)

第10条 認定は制度委員会の審査を経て、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会で承認し、本法人ホームページで速やかに公知し、認定証書を授与する。

(資格の期限)

第11条 認定資格の期限は5年とする。認定がんナビゲーターは5年ごとに更新の手続きをとらなければならない。更新の手続きは第3章に定める。

第3章 認定がんナビゲーターの更新
(申請資格)

第12条 5年ごとの更新とし、更新申請者は、申請時に次の各号に定めるすべての条件を要する。

(1) 本法人の定めるeラーニングシステムにおいて所定の更新者用履修科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格し、修了証を取得している。

(2) 活動実績について、前回認定日(初回認定日あるいは前回更新日)から申請時までの期間に、30例以上の相談を受けている。

(3) 前回認定日(初回認定日あるいは

前回更新日)から申請時までの期間に、本法人の開催する認定がんナビゲーター教育研修セミナーに2回以上参加している。

- (4) 前回認定日(初回認定日あるいは前回更新日)から申請時までの期間に、本法人が定める地域がん医療ネットワークの施設等が開催するがん医療ネットワークに関わるカンファランス、セミナー、研修会等に5回以上参加している。

2 更新申請を正当な理由で行えない場合は、更新猶予申請書及び更新申請を行えない理由を証明するものを提出し、本法人理事会の承認を得なければならない。

(申請)

第13条 更新を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査、認定証の交付及び資格の期限)

第14条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の新規申請者は更新申請者に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

第4章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第15条 次に掲げる各号に該当する者は、制度委員会で審議し、がん診療連携委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議を経て、認定がんナビゲーターの認定を抹消する。ただし、本人の意志に反する場合、その認定がんナビゲーターに対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由を付して、認定がんナビゲーターとしての登録を辞退した者。

(2) 認定がんナビゲーターの更新申請を行わなかった者。ただし、更新猶予申請が承認された者は、この限りではない。

(3) 申請書に虚偽が認められた者。

(4) その他、認定がんナビゲーターとして不適当と認められた者。

(復活、再申請)

第16条 やむを得ない事情により認定がんナビゲーターの認定を抹消された者については、本法人理事会の議を経て、認定の復活を認めることができる。

2 前条第1号および第2号に基づき認定を抹消された者は、抹消された翌年以降に新規申請を行なうことができる。

3 前条第3号に基づき認定を抹消された者は、新規申請を行うことができるが、抹消された日から3年間は、これを認めない。また、制度委員会は、その者の所属する施設責任者に、その旨を通知する。

第5章 認定がんナビゲーター指導責任者の申請

(指導責任者)

第17条 次の各号に定めるすべての資格条件を満たすものを指導責任者として認める。

- (1) 日本癌治療学会正会員である。
(2) 日本がん治療認定医機構の認定するがん治療認定医である。
(3) 本法人の定める認定研修施設に常勤する者である。
(4) 地域のがん医療ネットワークの構築・運営に責任ある立場の者である。

(申請)

第18条 認定を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査、認定証の交付及び資格の期限)

第 19 条 第 9 条、第 10 条、第 11 条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定がんナビゲーター指導責任者に読み替えるものとする。ただし、第 9 条第 4 項については、施設責任者のみへの通知とする。

(失効)

第 20 条 認定がんナビゲーター指導責任者資格は第 17 条に定められたすべての資格条件を満たさなくなった時点で失効する。

第 6 章 認定研修施設の申請

(申請資格)

第 21 条 申請により、制度規則第 17 条に定める指導責任者 1 名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていることを必須要件とし、次の各号に定めるいずれかの資格を有する施設を認定研修施設として認定する。

- (1) 全国がん(成人病)センター協議会加盟施設
- (2) 特定機能病院
- (3) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
- (4) その他、施設からの申請に基づき本法人により承認された施設

(その他、本法人により承認された施設)

第 22 条 「その他、本法人により承認された施設」は制度委員会で協議し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本

法人理事会において承認される。

(申請)

第 23 条 認定を希望する施設は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(認定証の交付)

第 24 条 第 9 条、第 10 条、第 11 条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定研修施設に読み替えるものとする。ただし、第 9 条第 4 項については、施設責任者のみへの通知とする。

(研修施設の認定期間)

第 25 条 認定研修施設の認定期間は 5 年間とする。認定の更新については制度委員会で協議し、本法人で決定することとする。

第 7 章 規則の変更

第 26 条 この規則の変更は、制度委員会において検討し、本法人理事会の承認を得て行う。

補則

第 27 条 本規則の施行に伴う細則は、別に定める。

附則

1. 本規則は平成 25 年 7 月 31 日より施行する。
2. 本規則は平成 26 年 6 月 20 日より施行する。
3. 本規則は平成 26 年 11 月 19 日より施行する。